

荒川小学校 P T A 細則

第 1 章 総 会

- 第 1 条 会員の異動及び事業計画ならびに収支予算の決定は定期総会において行う。
- 第 2 条 会計監査を経た収支決算書は年度最終の運営委員会に報告し、あらかじめ承認を受けて定期総会に提出し承認を求める。

第 2 章 入 会

- 第 3 条 本会の主旨に賛同し入会しようとする者は別紙様式 1 による入会届を会長に提出するものとする。
- 第 4 条 入会届は当年度の新人児童の入学式当日までに完了するものとする。

第 3 章 常置委員会

- 第 5 条 常置委員会として、総務委員会、会員研修委員会、安全教育委員会、環境整備委員会、保健体育委員会、広報委員会を置く。
- 第 6 条 常置委員会の委員および委員長は次の各号による。
- (1) 常置委員会の委員は、各学年から 1 名ずつ選出する。
 - (2) 常置委員会の委員長は、委員の互選により選出し、会長が委嘱する。
- 第 7 条 委員長および委員の任期は 1 年とする。
- 第 8 条 総務委員会は、おおむね次のことを行う。
- (1) 他の各種の委員会の意見を総合調整して、年間計画を立てる。
 - (2) 年間計画に基づく活動に必要な予算を立案する。
 - (3) 諸活動を評価し、次の計画の資料とする。
 - (4) 他の委員会に属さない活動分野を担当し、委員会の円滑な実践をはかる。
- 2 総務委員の数は 6 名を標準とする。
- 第 9 条 会員研修委員会は、おおむね次のことを行う。
- (1) すべての会員が一層よい父母よい教師となるように、みずからつとめ互いに磨き合うようにする。
 - (2) 地域社会に対し、この会の教育的な催しに参加する機会を与える。
 - (3) すべての会員がよい理解と自由意志をもって入会するようにつとめるとともに会員相互の連絡と親睦をはかる。
- 2 会員研修委員の数は 6 名を標準とする。
- 第 10 条 安全教育委員会は、おおむね次のことを行う。
- (1) 児童の家庭生活、社会生活ならびに児童相互の自主的集団生活上の安全について援助する。
 - (2) 登下校の交通安全指導には積極的にあたるとともに通学路等の整備点検をすすめる。
- 2 安全教育委員の数は 6 名を標準とする。
- 第 11 条 環境整備委員会は、おおむね次のことを行う。
- (1) 児童のおかれる学校を中心とする環境を整備し、教育の向上をはかるとともに、豊かな心情をもつ児童を育成するように努める。
- 2 環境整備委員の数は 6 名を標準とする。
- 第 12 条 保健体育委員会は、おおむね次のことを行う。

- (1) 児童の健康維持、体育活動ならびに体育行事に協力し、心身ともにすこやかな児童を育てるようにつとめる。
- (2) 学校給食が十分な効果をあげるように協力し、ひいては各家庭の食生活の改善をはかる。
- (3) 特殊な事情にあたる児童の援助、補導につとめるとともに、一般児童の福利厚生をはかる。

2 保健体育委員の数は6名を標準とする。

第13条 広報委員会は、おおむね次のことを行う。

- (1) P T A新聞の発行などを通じ、会員の資質の向上をはかるとともに、地域社会ならびに関係諸機関諸団体に対し情報の伝達、意見の交換につとめる。

2 広報委員の数は6名を標準とする。

第4章 学年委員会

第14条 1年から6年までのそれぞれの学年を単位として学年委員会を置く。

第15条 学年委員会の委員長および副委員長は会員の互選によって選出し、任期は1年とする。

第16条 学年委員会は、学年を単位とする共通の課題をとりあげて研究し、対策を講じ実施する。また、P T A活動全体に対し積極的により提案をし、会の発展充実に協力する。

第17条 学年委員会は、長期休業中の校外生活、安全教育、家庭学習など学年共通の問題を解決し、よりよき児童の育成に努める。

第5章 地区集会

第18条 地区集会の単位は、中央北、田野倉、中央南、鴻野山、こぶし台、八ヶ代、曲畑、南部とする。

第6章 校長の地位

第19条 校長は、本会の指導的責務を持ち、常置委員会、学年委員会、役員会、運営委員会に出席する。

第7章 改正

第20条 この細則は運営委員会において構成委員の3分の2以上の賛成がなければ改正することができない。また、改正の結果は次期総会に報告しなければならない。

付 則 この細則は昭和49年5月25日より実施する。

平成元年4月28日、第18条（地区割）に関する条文の一部改正

平成9年4月16日、第18条（地区割）に関する条文の一部改正

平成27年4月28日、第2条の削除

第24条の一部改正

第26条の削除、及び付則の追加

平成29年4月28日、第6条に関する条文の改正

第19、20、21、22、23条の削除（地区委員会）

第24条（地区委員会）に関する条文の一部改正

入 会 届

荒川小学校 P T A 会長 様

私は荒川小学校 P T A に入会しますのでお届けいたします。

令和 年 月 日

会員名 _____

児童名 _____

学年組 年 組

荒川小学校 P T A 活動組織図

